

# いじめ防止基本計画

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第1章総則第2条】

## 2 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

- ①いじめは、人権侵害であり人として許されない行為である。
  - ②いじめは、どの学校どの学級、どの生徒にも起りうるものであり、誰でもが被害者や加害者になり得るものである。
  - ③いじめに対する正確な実態把握を実施し、早期の対応による早期解決を図る。
  - ④いじめに対しては、学校全体が組織的に対応する。また、そのことを生徒に周知することで、いじめは絶対に許されない行為と改めて認識させいじめ防止に繋げていく。
  - ⑤いじめが起きた際、被害者を徹底して守り通すという姿勢で被害者に寄り添った対応をする。
  - ⑥いじめの根絶は、学校と生徒、家庭や地域社会など全ての関係者が連携・協力し、その解決に取り組む。
  - ⑦加害者にはその場の指導や謝罪で終わらせず、二度といじめをしない意識を身につけさせる。
  - ⑧いじめをなくすために、学校生活における生徒の劣等感やストレスを軽減し、自己有用感を高め自信が持てるよう、一人ひとりを大切に授業づくりを行い、自他のよさを認め合える学習集団づくりをしていく。
- ※ 以上について、生徒、教職員、保護者の誰もが共通の認識を持ち、いじめが起らない学校風土をつくる。

### (2) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や嫌なことを言われる。
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ⑤ 金品をたかられる。
  - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ⑧ パソコンやスマホなどネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ※ 本校におけるいじめの態様を以上のものを基本とするが、この態様に属さない他者への心身に苦痛を与える行為にも留意する。

(3) いじめ問題に取り組む本校の姿勢

- ①校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める。
- ②「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む。
- ③いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組む。
- ④「いじめを生まない風土づくり」を目指し日々の実践を充実させる。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間作りのための取組

- ①生徒が、学校が楽しく充実しているという実感が得られる教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるという共通認識のもと、学校を挙げて「わかる授業」を展開し「生徒のよさを見いだし、認めて、賞賛する」指導を行う。生徒への温かい声かけを行うことをとおして、生徒が「認められた」という、自己肯定感を高めるようにする。
- ②自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを行う。
- ③教職員は、生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、いじめ防止に向けて行動を起こせるよう生徒会や学級活動委員会が主体となった取組を推進させる。
- ④教職員は、生徒のよきモデルとなり、慕われ、信頼される行動を心掛け、何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまわないようにし、生徒との信頼関係を築いていく。
- ⑤教職員間の共通理解をすることで、お互いの学級経営や授業、生徒指導等について気軽に相談したり話し合える職場の雰囲気をつくり、温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していく。

※教職員のスキルアップ研修を校内研修で実施する（講師は指導主事等）

(2) 生徒たちや学級の様子を知るための取組

教職員は生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るようにする。また、教職員は常に危機意識を持ち、アンテナを高くし、生徒の変化を敏感に察知できるスキルを身につける。※教職員のスキルアップ研修の実施

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるための取組

- ①人権教育の充実。人権集中学習期間をとおして、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒会を中心に生徒に理解させていくとともに、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育てていく。
- ②人権教育の充実。ピアサポートやアサーショントレーニング等をとおして、生徒が人の痛みを思いやり、相手との関係を良好なものにできるようにしていく。
- ③道徳教育の充実。道徳の授業をとおして、いじめは「他人を思いやる心や人権意識の欠如」から発生するという理解から、「いじめをしない、いじめを許さない」という豊かな心を育てていく。
- ④学級活動等をとおして、生徒が自分たちの生活の中で「いじめ」となるような状況

がないかを振り返り、自分としてどのような行動をとっていったらよいか考えさせ、実行させていく。

#### (4) 家庭・地域との連携

- ①日頃から保護者や地域の方に学校の様子を発信し連携の素地をつくる。
- ②PTAの各種会議や学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さや SNS 利用に伴うインターネット上でのいじめや差別などの人権侵害や人権被害などを具体的に理解してもらうために、生徒、保護者対象の研修会の開催を行っていく。

### 4 いじめ早期発見に向けての取組

#### (1) 日々の観察

- ①休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に生徒の様子に目を配っていく。
- ②「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。  
※生徒を見守る体制づくり（支援員等の活用）

#### (2) 生活ノートを活用

- ①日々の生活ノートのやりとりを通して、担任と生徒・保護者が日頃から密接に連絡を取ることで信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応していく。

#### (3) 教育相談

- ①日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境づくりに努める。
- ②定期的な教育相談週間（学年別）を設け、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整える。

#### (4) 学校生活アンケートの実施

- ①毎月1回の学校生活アンケート（いじめ防止アンケート）を実施する。
- ②アンケート結果から気になる生徒の教育相談を行う。

### 5 いじめに対する対応

#### (1) いじめが起こった場合の組織的対応

- ①いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず学年及び学校全体で対応する。
- ②校長は、いじめ防止委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組んでいく。

#### (2) 外部から生徒のいじめの訴えがあったとき

- ①教師から見て小さな出来事でも、心情を察し、丁寧に対応する。
- ②保護者の不安を安易に考えず、その不安な思いを当事者意識で聞く。
- ③簡単に解決しようとせず、十分な事実確認の上で対応していく。
- ④連絡を受けた時刻・内容等を記録し、その日のうちに管理職（校長・教頭）へ報告する。

### (3) いじめ対応の基本的な流れ

#### 正確な実態把握

↓※ 学年等＋生徒指導主事

- 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。

#### 把握すべき情報

- 1 【加害者と被害者の確認】  
誰が誰に行ったものか？
- 2 【時間と場所の確認】  
いつ、どこで起こったのか？
- 3 【内容】  
どんな内容のいじめか？  
どんな被害を受けたのか？
- 4 【背景と要因】 いじめのきっかけは何か？
- 5 【期間】  
いつ頃から、どのくらい続いているのか？

#### 指導体制、方針決定

↓※管理職＋学年＋生徒指導主事

- 指導のねらいを明確にする。
- 全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### 生徒への指導・支援

↓※ 全教職員（SC、心の相談員を含む）

- いじめられた生徒を保護し、心情に寄り添った対応をし、心配や不安を取り除く
- いじめた生徒に、相方の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許さない行為である」という人権意識をもたせる。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後）

#### 保護者との連携

↓※ 管理職＋学年＋生徒指導主事

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

#### 今後の対応

↓※ 全教職員（SC、心の相談員を含む）

- 継続的に支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

### (3) ネット上のいじめ

#### ① ネットのいじめ

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネットの Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

②ネット上のいじめへの対応

- ・早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化等、被害を受けている生徒が発するサインを見落とさないよう、保護者と連携。
- ・「ネット上のいじめ」の場合、被害者やその保護者はいじめに係わる情報の削除や発信者情報の開示を請求するために、法務局又は地方法務局への協力を求めることができる。

③未然防止のための生徒や家庭への啓発 ※情報モラル学習会、学年・学級懇談会。

- ・生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、持たせる場合にはルールづくりが必要であることを保護者に啓発していく。
- ・保護者がトラブルに気づいたときは学校へ相談できるように日頃から連携し、以下の情報を伝えておく。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識をもつこと。</li><li>2 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。</li><li>3 匿名で書き込みをしても、人が特定できること。</li><li>4 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。</li><li>5 一度流出した情報は、絶対にどこかに残り削除はできないこと。</li></ol> |
|---|

(4) 関係機関との連携

①学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関と連携する。

②連携を図るために、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を行っておく。

③教育委員会との連携。

いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題解決に向けての指導助言等の必要な支援を受ける。

④警察との連携。

いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察署に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

⑤その他の関係機関との連携。

いじめた生徒のおかれた背景に家庭の要因が考えられる場合には、町の福祉課や児童相談所、民生・児童委員等の協力を得る。

(5) 出席停止等の措置

他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ防止拡大委員会において、懲戒処分を検討する。

保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

## 6 教職員の研修

- (1) 校内研修において、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。
- (2) 教職員に様々なスキルや指導法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修を行う。
- (3) カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師として研修を行う。
- (4) 事例研究を行う。

## 7 いじめ防止委員会の設置

### (1) いじめ防止委員会

- ①構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年担当、養護教諭
- ②取組内容
  - ・いじめ防止計画の作成
  - ・いじめ防止事業の推進
  - ・いじめに関する情報交換

### (2) いじめ防止拡大委員会

- ①構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、人権主任、生徒指導主事、学年担当、養護教諭、主任児童員、スクールカウンセラー、PTA会長、警察官、スクールロイヤー
- ②取組内容 いじめ事案に対する対応